

桑名市立中央図書館所蔵  
『天保十一年御上京一件』 翻刻と解説 (二)

岡田 美穂  
飛石 眞理子

はじめに

桑名市立中央図書館所蔵『天保十一年御上京一件』(以下、『御上京一件』とする)は、天保十一(一八四〇)年、  
統仁親王(後の孝明天皇)の立坊の祝いに幕府の名代として桑名藩主松平定和が上京した際の桑名藩内の記録をま  
とめた史料である。

前号中京大学図書館学紀要第36号に二十二丁裏までを翻刻した<sup>(1)</sup>。今回は墨付全六十二丁のうち二十三丁表から  
四十四丁表までを翻刻する。なお、前号に『御上京一件』の体裁および概要を掲載したので併せて参照されたい。

本史料は天保十年十一月に藩主定和が江戸において名代の命を受けた旨の桑名への知らせからはじまり、桑名藩  
藩士達の事後処理に至るまでを扱っている。記事構成は終始一貫した回顧記録ではなく、藩士達への指示や通達に

かかわる書状や申達文、御触などの一部を書き写し留めた形になっている。一つ一つの記事には表題がなく、書状等も抜粋の形で書き留められたものが多い。

本稿では、今回収録の記事のうちから江戸京都間の旅程に関わる記事をとりあげ、資料の性格を考察しながら『御上京一件』から判明する事柄とその限界を探ることで解説としたい。

## —

一行の上京に関しては『御上京一件』に四月十八日の到着とその後三度の参内日が記され、これが『禁裏御所御用日記』でも確認できることを前稿で述べた<sup>2)</sup>。一方、江戸出発日に関してはどうか。『御上京一件』では、三月二十六日に江戸を出発した事が度々記される<sup>3)</sup>。ところが、他の文献で出発日の確認をすることは大変難しい。藩主定和は当時溜問詰として江戸勤めをしていたため、『続徳川実紀』によって出発以前の江戸での動向の一端を知ることができるが、『続徳川実紀』では出発日の確認はできない。天保十一年三月十五日条に「立坊により松平越中守京への御使命ぜられ。いとま下さる。」と記される。松平越中守は定和のことである。この記事が上京に関する出発前最後の記事である。また、藩主定和の今回の名代任務の記録である『京都御使勤書』<sup>5)</sup>では、三月二十三日条に

御進献之御品為請取今日致登 城旨昨日申成候間五ツ半時過出発

とあり、京都へ持参する御進献の品を受け取るために三月二十三日に江戸城に登城したことが確認できる。『続徳川実紀』の三月十五日の暇の後、三月二十三日まで江戸に留まっていた事がこの記事によって確認できるが、出発

日は記されない。『御上京一件』は藩士の動向のみならず、御名代としての定和の動向を究明するにあたって大変貴重な資料と言えるだろう。

さて、ここで、旅程に関わって三十二丁裏から三十三丁表にかけての記事に注目したい。

御休泊左之通

三月廿六日江戸御発駕

川崎	御置	戸塚	御泊
大磯	御置	小田原	御泊
箱根	御置	沼津	御泊
吉原	御置	興津	御泊
府中	御置	藤枝	御泊
金谷	御置	袋井	御泊
浜松	御置	白須賀	御泊
赤坂	御置	岡崎	御泊
池鯉鮒	御置	宮御泊	御泊
御着城			
四日市	御泊	龜山	御置
坂ノ下	御泊	水口	御置

石部	御泊	草津	御置
大津	御泊	京都御着	
御帰府同			

草津	泊御休	水口	
大津	御置	右部	御泊
大津	御置	石部	御泊
土山	御置	関	御泊
石薬師	御置	四日市	御泊
御入城御一宿			

宮	御泊	池鯉鮒	御置
岡崎	御泊	赤坂	御置
白須賀	御泊	濱松	御置
袋井	御泊		
同御泊		大井川出水二付	

藤枝	御泊	／金谷	御置	藤沢	御泊	神奈川	御置
興津	御泊	吉原	御置	品川	御泊		
沼津	御泊	箱根	御置	御着府			
小田原	御泊	大磯	御置	以上			

この記事（始まりの「御休泊左之通」という言葉を借りて、以下「御休泊一覧」とする）は『御上京一件』で往路の行程や宿泊に関する全体像を記している唯一の記事である。以下、御休泊一覧の資料としての性質を考えてみたい。この記事はいつ頃作成された、どのような資料であるのだろうか。

まず御休泊一覧の前後の記事を確認する。御休泊一覧の直後に置かれる記事は、桑名で江戸からの一行を迎える者に向けての記事で、一行が「去月廿六日」江戸を無事出発したため「御歓帳」を付けるように通達したものである。その記事の後は、しばらく江戸および京都からの一行を桑名で出迎える人々への通達に関する記事が続き、またその後京都への行列に参加する者の準備に関する通達へと戻る。

御休泊一覧の直前の記事は、人足と馬の手配について各宿駅へ出す廻状の指示に関する記事であると思われる。江戸桑名間、四日市大津間の二種類があり、江戸桑名間の記事は三月二十四日の日付であるため、江戸出発予定日の二日前に発せられ各宿場へ廻すための原稿または控え、四日市大津間のものは四月十三日の日付があり、「十四日桑名発駕」とされているので、江戸から桑名に到着した後、京へ向けて出発する一日前のものと思われる。通常、本陣での宿泊や人足・馬の手配については、事前に「先触」を出す<sup>6</sup>が、宿駅や問屋場に個別に問い合わせるのではなく、「廻状」として各宿駅に順次回していくといわれている。直前の記事の宛先は「右宿々川口屋中」となっており各宿駅の問屋場へ宛てるものであるように思われる。御休泊一覧の文面も、各宿駅について「御泊」と「御休」

ではなく、「御泊」と「御置」と表記しており、直前の記事と一続きの記事である事を思わせる。<sup>7)</sup>

以下、御休泊一覽の記述内容を検討する。最初に、往路の江戸京都間のうち江戸から桑名に至るまでの記事に注目し、江戸桑名間に費やした日数と記述の關係について考えてみたい。

先に述べた通り、出発日は三月二十六日である。では桑名到着日はいつであったか。『御上京一件』には、四十四丁表に次のように記される。

一 京都為 御使三月廿六日卯ノ刻／御発駕四月六日御着城之処／御道中川支<sup>三</sup>而四月十日八ツ下／御着城被遊候事

記事によると、到着日は四月十日で、三月二十六日に江戸を出発し、四月六日に桑名へ到着する予定だったが、途中、川支のため四日遅れて四月十日に到着したことがわかる。桑名藩の下級武士の日記である『桑名日記』にも桑名で待つ藩士の立場からこの状況が描かれている。それによると、天保十一年四月五日条に<sup>8)</sup>

との様明六日御ちやくの御つもりのところとんと御様子しれずそれゆへとの様の御出なさるところまで御ひきやく二人立つたげな。

とあり、桑名藩の藩士達には四月六日桑名到着予定と連絡されていたことが分かる。<sup>6)</sup> また同書四月十日記事に、川口へ御ちやくはいけん二ゆく。九ツ半すぎごろ御ちやくなり。御ほんちん二て御てまがとれ御しろへハ八ツすぎごろ御入なり。

とあり、六日到着予定が四日遅れの十日到着になったことが記される。『御上京一件』と『桑名日記』とで一致しており、三月二十六日発四月六日桑名着の予定であったこと、四日遅れの四月十日に到着したことは事実であったと言えるだろう（以下、この桑名で周知されていた三月二十六日発四月六日の旅程を「桑名連絡旅程」とする）。

これをふまえて、次に、御休泊一覽の示す「御泊」と桑名連絡旅程、実際の日数との関係を考える。伊勢内宮暦（伊勢暦）によれば天保十一年三月は小の月で二十九日までしかないので、三月二十六日出発四月六日到着と考えた場合九泊十日の日程となる。御休泊一覽で「御泊」と記載されている宿駅は、戸塚、小田原、沼津、興津、藤枝、袋井、白須賀、岡崎、宮の九箇所であるので、九泊であれば各一泊ずつと考えるのが自然であろう。仮に日付を宛てると以下の通りとなる。

戸塚	御泊	一日目（三月二十六日）	袋井	御泊	六日目（四月二日）
小田原	御泊	二日目（三月二十七日）	白須賀	御泊	七日目（四月三日）
沼津	御泊	三日目（三月二十八日）	岡崎	御泊	八日目（四月四日）
興津	御泊	四日目（三月二十九日）	宮	御泊	九日目（四月五日）
藤枝	御泊	五日目（四月一日）	桑名御着城		十日目（四月六日）

ところで、御休泊一覽は「宮」の「御泊」を二度記述しているが、この旅程で宮に二泊すると十泊十一日かかり、九泊十日の桑名連絡旅程と合致しない。では、何らかの事情によつて「実際に」宮に二泊したという事を示そうとしたのであろうか。結論から言うと、実際の旅程で宮に二泊した可能性は低い。『桑名日記』四月十日条と、二川宿の『御休泊記録』からそのことがわかる。二川宿は白須賀宿の次の宿で御休泊一覽には記されていないが、定和一行は四月八日その二川宿で小休をしている。二川宿本陣宿帳『御休泊記録』「ま」の部天保十一年子四月八日の記録によると<sup>⑫</sup>

京都御名代

一 桑名侍従様 白須賀

岡サキ

御小休料金貳百疋

とある。四月八日に白須賀宿を出発し二川宿にて小休、その後岡崎宿に宿泊予定ということのようである。『桑名日記』四月十日条によつて桑名到着が四月十日であることが判明しているため、二川から桑名までは二泊三日の行程と確定する。四月八日に岡崎泊、十日には桑名到着であるから、宮に二泊することは難しく、宮は四月九日に一泊であつたと考えられる。以上から、桑名連絡旅程でも実際の旅程でも宮に二泊した可能性は極めて低いことがわかる。宮の「御泊」の二度書きについては、間違つて二度記されたか、または桑名連絡旅程段階以前に宮で二泊する計画があつたということになるだろう。

以上、御休泊一覧は廻状関連資料と思われ、少なくとも江戸桑名間の記録は結果を記しているのではなく予定段階のものが記されているといえるだろう。

往路の桑名京都間については御休泊一覧と実際にかかつた日数との隔たりは見られない。御休泊一覧の旅程は桑名京都間を四泊五日の行程とし、宿泊地を四日市、坂ノ下、石部、大津としている。桑名出発日については、『御上京一件』三十二丁表、四月十三日付の人馬手配の指示に関する文書中に、「右者桑名侍從殿就御用段十四日桑名発駕被致／上京候」、四十八丁表に「為御上京四月十四日四ツ八分／御発駕被遊候」とあり、四月十四日に出発したことがわかる。『桑名日記』にも、四月十三日条に「明十四日御ほつかあそはされ候二付」、同十四日条に、「矢田町江御ぎやうれつはいけん二出る。」とあり、四月十四日出発は確実である。四日市での宿泊については残念ながら現在の資料を見出し得ない。次の坂ノ下石部間については、「土山家本陣休泊編年一覧」によつて足取りがわかる<sup>(13)</sup>。それによれば、四月十六日土山で小休、前地は坂下で後地が石部となっている。この資料により、御休泊

一覽の坂ノ下泊、石部泊は正しく、坂ノ下泊が四月十五日、石部泊が四月十六日であることがわかる。大津京都間については『京都御使勤書』の四月十八日条に

大津駅六ツ時へ提灯行へ 出立追分躰上小休九ツ頃<sup>三</sup> 京都三条通和久町松平隱岐守邸旅宿<sup>三</sup>借受候

とあることから、四月十七日大津泊、十八日京都着であることがわかる。これらから御休泊一覽の桑名京都間の「御泊」の宿と実際の旅程はほぼ一致していたと考えることができる。

次に、復路の訂正部分と小字部分を中心に御休泊一覽の資料的性格を更に考えてみたい。御休泊一覽は復路についても旅程を示しているが、復路部分には訂正や小字がいくつか存在している。一つ目は京を出発してすぐ次の宿である草津から石部にかけての部分で、次のように記されている。

草津

泊御休 水口

大津 御置 右部 御泊

復路の大津水口間に小字と訂正がある。大津を御置から御泊へ訂正し、草津を御休として追加、石部の御泊を水口に訂正していると思われるが、この訂正から本記事の性質が見え隠れする。

事実関係を先に確認すると、『京都御使勤書』四月二十五日条には「明日出立二付暇乞」とあり、四月二十六日に出発している。また、この区間の宿駅の記録では土山宿の休泊記録で定和一行の足取りがわかる。前述「土山家本陣休泊編年一覽」によると、定和一行が四月二十八日に土山宿で休息しており、また前地を「水口」後地を「関」としている。四月二十七日に水口泊、二十八日に土山休関泊となるから、史実としては訂正後の水口泊が正しいということになる。訂正加筆が復路に複数存在しているのはいかなる理由によるものなのであろうか。この事と関わ



ると思われる記事が『御上京一件』の四十九丁裏に記される（該当部分の翻刻は次号掲載予定）。

四月廿六日	同廿七日	水口	泊	土山	休
大津	泊	草津	休	廿八日	
廿七日		廿八日	関	泊	石薬師
					休

この記事は四十九丁表から五十丁表にかけて記載された「御帰府之節御廻状」と題されたものの一部で、各間屋場への通達文書の控えを記したものと思われる。復路だけの通達で、京都桑名間の差し出し日は「四月廿四日」となっており、桑名江戸間は「五月朔日」となっている。これによれば、四月二十四日時点では大津泊、草津休、水口泊の予定となっていたことがわかる。これは御休泊一覧の大津、草津、水口の訂正分と一致する。これらから、御休泊一覧に記された旅程計画が先にあつて、御休泊一覧の訂正部分は四月二十四日段階の廻状により修正したものか、または実際の旅程へと修正したものではないかと推測される。

次に、復路の桑名吉原間をみてみる。

宮	御泊	同御泊	大井川出水二付
岡崎	御泊	藤枝	御泊
白須賀	御泊	／	金谷
	赤坂	御置	御置
袋井	御泊	興津	御泊
	濱松	吉原	御置

宿泊地と休憩地の配列方法と記事の脱落のため、本記事は大変理解の難しい行程表となつている。先に配列順から考えてみたい。記事中の宿駅を正しい順路にならべると、

宮 — 池鯉鮒 — 岡崎 — 赤坂 — 白須賀 — 浜松 — 袋井 — 金谷 — 藤枝 — 興津 — 吉原

(宿泊予定地を□で示す。)

の順となる。配列順を考えると、興津吉原間からは順路通りになっているがそれより前は、行内で上下が逆になっているかのように見える。宿泊地を基本として同日の「御置」宿場を同じ行に書き付けた可能性と、いずれかの段階において上段と下段が一行ずつずれてしまったという可能性の二通りを考慮することができる。後掲の写真1をみると宮池鯉鮒間、岡崎赤坂間が線で結ばれているのがわかるが、この線はおそらく配列を順路通りに正そうとして施されたものと考えられる。問題は藤枝興津間であるが、これはどうも間に「府中」が抜けているようで、先に述べた復路の廻状記事(五十丁表)によれば、

五日

袋井 泊 金谷 休

六日

藤枝 泊 府中 休

七日

興津 泊 吉原 休

となっている。

ここで注目したいのは、御休泊一覧の袋井藤枝間の小字部分である。大井川出水のため、旅程が一日延引となったという実際の旅程を記している。この小字部分から、旅程記事自体は予定が記されているものであることがわかる。「同御泊」の宿駅が袋井か藤枝かが問題となるが、順路は袋井―掛川―日坂―金谷―島田―藤枝の順で、大井川は金谷島田間にあるため、「同御泊」は袋井宿のことにように思われる。一方、五十丁表の廻状の日付は延

引部分を記載していない。このため五月一日文書に付された日付は事後の実際の記録ではなく予定日であると判断できる。

以上から、復路については、御休泊一覽の宿駅から変更があつた可能性があること、実際の旅程を小字で書き込んでいることがわかる。これら往路復路の記述内容の検討から、御休泊一覽は出発前の三月中に宿泊予定を通達したものであること、実際の旅程の一部について小字で加筆した部分があることがわかる。

『御上京一件』は御休泊一覽以外には往路の一行の旅程一覽を載せていない。その一覽も、考察してきた通り廻状の一部と推測されるもので、予定段階のものに部分的に実際の旅程が書き込まれている状態である。『御上京一件』の記事の比重を考えると、『御上京一件』の編集者にとっては、行列の準備に関わる通達の記録に比して、実際の旅程はそれほど重要ではなかつたように思われる。

二

天保十一年の桑名藩主松平定和の上京は、統仁親王立坊祝いの幕府名代としての上京である。しかしながら、旅程については、その出発日さえ『続徳川実記』に記されないということを先に述べた。一部の旅程については各宿駅の宿泊記録によつて跡づける事ができるが、現状この上京の記録を残している宿駅は少ない。『御上京一件』の記事はそのような中で上京の実際の旅程を推測するのに大変貴重な資料と言えるだろう。上述の通り江戸京都間の往路については出発日と京都到着日、途中家元である桑名の到着日と出発日が確定しており、白須賀桑名間と桑名出発後の旅程も概ね事実確認ができた。旅程で不安定要素があるのは、江戸桑名間の旅程中の四日分の遅延に関

係する部分である。この四日分の旅程詳細の事実確認は困難部分も多いが、『御上京一件』内部の記事および『桑名日記』二川宿の『御休泊記録』等の資料からおおよその旅程を検討しておきたい。

まず、江戸桑名間の旅程について事実確認をしておく。先の考察から事実として確認できるのは、三月二十六日江戸発、四月十日桑名着および四月七日白須賀、四月八日岡崎、四月九日宮である。これらから、四日分の遅延は四月七日の白須賀までに発生していることがわかる。上述の四十四丁表には「御道中川支<sup>ニ</sup>而四月十日」到着したとあり、これによれば旅程の延引の原因は、主として川留であったことがわかる。

江戸時代の東海道は、人力や船で渡らねばならない場所が大井川をはじめいくつもある。遅延の主たる原因となった川はいずれの川なのであるか。川支と実際の旅程に関わって、『御上京一件』四十二丁表に次のような記事があるのが注目される。

一 御上京御使札 飛脚人数調

御飛札

一 御上京之節飛脚御足軽二日

十九里宛之割

一 箱根山越御止宿より 江戸<sup>江</sup>斗小早町便

(イ) 一大井川御渡渉御止宿より 同断

(ロ) 一六日目御止宿より御使札 江戸<sup>江</sup>飛脚<sup>式</sup>人

御使者都而江戸<sup>江</sup>仕立

(ハ) 一 御半途駅御止宿より御飛札 江戸<sup>江</sup>式人

但御所司代様江も同断 京都、式人桑名も兼

(二) 一御旅中水増二日余之御逗留三候ハ、御飛札 江戸斗式人

(ホ) 一右川段御発駕三付御飛札

但御所司代様江も同断 江戸斗式人

京都、式人桑名も兼

これは旅程中に出された飛札の一覧記事の一部である。四十二丁表から四十二丁裏にかけて江戸京都間の往復で出された飛札が、およそ順路順に並べられている。以下この記事順が順路順に記されていると仮定して考える。

川に関する飛札は三種ある。今、川に関する最初の飛札を(イ)とし、川に関する三つ目の飛札までの飛札に順に記号を付した。以下、この(イ)から(ホ)の飛札と旅程の関係を考える。(イ)の飛札が関わる大井川周辺から白須賀までの宿場と川との位置と御休泊一覧の休泊予定の關係を示すと次の通りである(川を【】で示す)。

藤枝 御泊(五日目予定)

【天竜川】

島田

浜松 御置

【大井川】

舞阪

金谷 御置

【浜名湖(浜名川。今切の渡)】

日坂

荒居

掛川

白須賀 泊(七日目予定。実際は十一日目の

袋井 御泊(六日目予定)

四月七日。)

見付

大井川以降、白須賀までの間には、大井川、天竜川、浜名湖（今切の渡）というように川留のおそのある場所が三所ある。まずは旅程を考える上で問題となる各飛札の表現と内容についてその問題点を指摘する。（イ）「大井川御渡渉」については、「大井川御渡渉」の連絡が大井川を渡る前日の連絡なのか渡った直後の連絡なのか、この記事からは不明である。例えば、後にある（二）は川留により川が渡れず逗留している事の報告であり、（ホ）は逗留の後川を渡れることになった（または渡った）事の報告であるため、（イ）も事前、事後どちらとも受けとめられる。（ハ）「御半途駅」は、東海道江戸京都間のちょうど半分の宿駅とも、旅程の途中の宿駅とも解釈できる。東海道の半分の宿駅を指すとすれば江戸から数えて二十七番目の宿である袋井宿にあたる。

次に、川支えによる遅延に関わって、二川宿『御休泊記録』の記述に注目する。『御休泊記録』天保十一年四月八日の記録には、前章で引用した前後の宿駅情報の後に、定和一行の様子や今回の上京目的等が記されているが、その中で旅程状況に関わって次のような記事が注目される。

右<sup>者</sup>此度西ノ御丸御普請出来候二付、京都御名代候由先達<sup>御</sup>御休泊御小休御廻状参り受印仕差上申候処、川支二て三日御延引相成候間、前日朝右之段御廻状御持参御役人様御立寄御受印仕差上候：当日：大守様六つ半時御着有之ゆるく御小休被成候

『御休泊記録』には「三日御延引相成候間」とあり、二川到着日が、二川宿に知らされた予定から三日延びたことが分かる。つまり、二川宿に知らされた到着予定日は実際の到着日である四月八日の三日前の四月五日であったと言えるだろう。桑名連絡旅程では白須賀が四月三日泊、二川はその次の宿駅であるので、予定通りであれば四月四日に通るはずである。すると、二川宿が連絡を受けた到着予定日である四月五日は桑名連絡旅程から一日遅れの日程であったこととなる。また、全体での遅延は四日、かつ二川宿以降については先の章で述べた通り遅延発生の

余地がない。つまり、二川へは、予定の一日遅れの四月五日利用の日程で連絡していたが、実際はその日程からさらに三日遅れたということになるだろう。

以上から、藤枝白須賀間の行程について後掲の付表のように三つの仮説を立ててみたい。

仮説1は、(イ)を大井川渡渉後の飛札と想定して考察したものである。

(イ)を大井川渡渉後のものと解釈し、さらに(ロ)が六日目の飛札であることに注目すると(イ)はその前日の五日目のものであろうと解釈する。さて、御休泊一覽の予定より早い日程で旅程が進む可能性については、二つの可能性がある。一つは、出発段階で日程及び宿泊宿の変更があつた可能性である。上述の通り御休泊一覽は、三月中に人馬調達指示を出すために用意された計画案の一部であると考えられる。この場合、定和側、あるいは宿の都合で予定が合わず宿泊地自体を変更する事があり得る。もう一つは、旅程中の急な事情による宿の変更の場合である。

また、藤枝泊から変更の可能な宿場についてであるが、『東海道宿村大概帳』によれば、藤枝宿は本陣二軒脇本陣が無く、大井川を越えた金谷宿は本陣三軒脇本陣一軒が存在し、日坂宿は本陣一軒脇本陣一軒である。金谷宿は御休泊一覽でも休止場所としてあがつている。これらを踏まえ、(イ)を川越後の報告と考えた場合には、宿場規模から考えれば日坂宿よりは金谷宿に宿泊したと考えるのが妥当と思われる。これらにより、藤枝から金谷宿へ変更した可能性を考えた。(ハ)の御半途駅は袋井と解釈する。(ニ)から(ホ)については、飛札を順に入れ込んで考察した。(ニ)(ホ)は天竜川の川留のため袋井で二日余りの逗留の後出発。その後何らかの都合により見付から白須賀で二泊という行程を想定している。(ニ)は袋井宿に二日逗留した段階で出し(ホ)はその翌日出したと解釈している。四月二日からの足止めが続きやつと四月五日に袋井を發つ事ができたと推測する。四月七日までの検

証資料は無いが、前記の二川宿『御休泊記録』によると四月八日に一行が二川で休息した様子が記載されている。この文章から、四月五日から四月七日までの期間は、見付・浜松・荒居・白須賀のいずれかで過ごしたと推測できる。これらをまとめて仮説1を時系列で追うと以下の通りである。旅程五日目、藤枝で宿泊予定であったが急な差合により大井川を渡った金谷で宿泊。大井川を渡った報告として(イ)を出す。翌日、袋井に無事六日目に到着したと(ロ)を出す。六日目の袋井は当初の予定通りなので、京にも桑名にもあえて報告無し。思わぬ川支で七日目も「御半途駅」袋井に居ますと(ハ)を出す。更に八日目も川支で、二日間袋井で川支にいましたと(ニ)を出す。状況報告のために詳細を飛脚で報告。その後、見付から白須賀の間で(ホ)を出す。

遅延発生場所と日数は、袋井で二日遅延、見付から白須賀間で二日遅延。飛札差し出しの宿駅は(イ)金谷(ロ)袋井(ハ)袋井(ニ)袋井(ホ)見付から白須賀のいずれかと考える。

仮説2、3は、往復の飛札の状況と(ロ)の「六日目」飛札に注目して考察したものである。仮説2と3の違いは、全四日の遅れの内訳を二川宿『御休泊一覽』の、一日遅れの通知の後、さらに三日遅れという状況をそのままあてはめるかどうかの違いである。

まず、飛札の出され方について考える。往路の飛札は、「箱根山越」「大井川御渡渉」「六日目」「御半途駅」「水増二日余之御逗留」「右川段御発駕」付」「御旅中御尋之御奉書御礼御使札」「桑名御着城」付」「同御発駕」付」「御京着」付」の順、復路は「御暇并御推任」付」「京都御発駕」「桑名御城」「桑名御発駕」付」「御半途駅御止宿より」「大井川御渡渉御止宿より」「舞楽御拜見酒饌御頂戴御鳳輦御拜見有之候ハ、」の順に記されている。往復の行程に関する飛札で共通するのは、傍線で示した大井川渡渉、御半途駅、桑名発着、京都発着の四種である。発着に関する情報は当然必要な情報であるだろう。残る二種のうち、「御半途駅」は東海道のちょうど半分の袋井駅と解釈して



おきたい。御半途駅からの飛札は旅程の状況を知る目安となったであろう。また、袋井に程近い大井川は東海道一の難所といわれる場所である。このため状況を知らせる重要拠点であろうことは想像に難くない。更に復路については御休泊一覽の小字に大井川が渡れず袋井で二泊しているため、遅延を知らせる必要が実際にあったものと思われる。また、復路の桑名到着の飛札に「此飛脚見合置翌朝出立兼合」とあつて翌日の飛札と一緒に出發しており、飛札の数を最小限におさえようとしていることが想像できる。往路に關しても必要最低限の回数で飛札が出發していたのではないだろうか。これらの往復の飛札の状況を前提として、往路のそれぞれの飛札と旅程との關係を考察する。

旅程と飛札の關係について最初に注目したいのは、(□)「六日目」(ハ)「御半途駅」の二つの飛札の關係である。復路も「御半途駅」で飛札が出發しており、一行の旅程状況の目安として機能していたと考えられる。旅程が御休泊一覽の通りに進んでいけば、袋井は六日目に宿泊する宿駅である。予定通りに六日目に御半途駅に到着しているならば、(□)(ハ)を別々に出す必要はない。ここでは二つを別々に出しているので、六日目には袋井宿には到達しておらず予定より遅れていたと考える方が自然であるように思われる。では、何日遅延していたのであろうか。

次に確認したいのが、(二)の「水増二日余之御逗留候ハ」という表現である。「二日余」の逗留を余儀なくされた川がいずれの川かは不明であるが、(ハ)の御半途駅の後に記されているため、袋井よりも先の川の事であるとわかる。二日余の逗留とあるから、袋井を含めて袋井以降で少なくとも一日は遅延していることになる。ここから逆算すると、旅程全体での遅れは四日であるから、袋井の到着遅れは最大三日となる。ここで、袋井での遅れについて(イ)「大井川渡渉」と(□)「六日目」の關係を考えてみたい。御休泊一覽の予定では袋井の直前の五日目の宿泊地は藤枝である。藤枝の先に島田、そしてその先に大井川があり、渡った先に、六日目の御置となつてい

る金谷がある。(イ)の出される駅は、大井川を渡る前の連絡であれば藤枝、渡った後であれば金谷が考えられる。(イ)の大井川渡渉のことは、(ロ)六日目飛札よりも前にあるので、六日目以前に大井川渡渉に関する連絡ができる位置まで来ていたこととなる。但し、六日目に(イ)の飛札を出すなら(ロ)と同日となり、兼ね合わせて出すであろう。とすると、(イ)は五日目以前の飛札となる。藤枝が五日目、金谷が六日目であるので、五日目に藤枝に予定通り到着し、渡渉前に川の状況を連絡したと考えるのが妥当である。これらの結果から、藤枝到着は予定通りの五日目、藤枝袋井間で大井川の川支えのため最低一日、最大三日の遅延が発生していることになる。

次に、御半途駅の飛札の後にある(二)「水増二日余之御逗留」と(ホ)「右川段御発駕付」について考える。袋井白須賀間で川支えが問題となるのは、天竜川と浜名湖の今切の渡である。(二)(ホ)は同じ場所の川支えを指すが、どちらを指すかは不明である。御休泊一覽では袋井の次の宿泊予定地が白須賀となっており、天竜川浜名湖間には浜松の「置」が予定されている。天竜川の増水であれば袋井に滞在したものと思われるが、増水が浜名湖の今切の渡であった場合に袋井に留まったのか、浜松に留まったのか、今は滞在した宿泊地を仮定できるだけの情報を持ち得ない。袋井までの遅延が最低一日最大三日なので、袋井白須賀間の遅延は最大三日最低一日、(二)(ホ)から、天竜川・浜名湖いずれか一箇所でも最低一日の遅延があったことはわかるが、結果的にどちらか一方なのか、それとも両方なのかの判断は難しい。

最後に二川宿の『御休泊記録』の記述と飛札との関係を考える。上述の通り、二川宿については、最初に一日遅れでの知らせ、その後三日遅れでの利用という状況であった。これが川支えの状況をそのまま反映している可能性もあるだろう。また、袋井白須賀間の川支えについては(二)二日余逗留で一度飛札を出し、次に同じ川の川明についても飛札を出すといった念の入った出され方をしている。それに比して大井川に関しては一回、もしくは(ロ)

六日目の飛札を入れても二回である。大井川の遅延が三日に及んでいたならば、(ロ)六日目飛札の後(ハ)御半途駅の飛札の前に大井川渡渉に関する飛札が出されてもおかしくない状況であるといえるだろう。これら二つの関係から、藤枝袋井間で一日遅延、袋井白須賀間で三日遅延という状況であった可能性が比較的高いように思われる。仮説2と仮説3はほぼ同じ道筋の考察結果であるが、これら二つのことから、藤枝袋井間の遅延を一日と想定したものを特立して仮説2、藤枝袋井間の遅延日数を二日または三日とするもの仮説3とし、藤枝袋井間を二日とするものを仮説3①、三日とするものを仮説3②とする。

また、飛札差し出し宿は仮説2、3ともに(イ)藤枝、(ロ)藤枝または金谷、(ハ)袋井、(ニ)袋井から舞阪間(袋井、または浜松か)、(ホ)袋井から白須賀間となる。

以上、川留等で旅程変更が発生したと思われる箇所について、『御上京一件』の内部記事および現在確認可能な外部資料から、遅延の発生状況と旅程を考えて仮説を三種たててみた。飛札については予定ではなく出された結果を記録しているものであるが、一方で御休泊一覽は旅程の予定段階のものであるので、一覽からの変更の有無によっては宿泊地の考察結果が多少前後することもあるだろう。また、飛札記事の解釈のしかたによっては別の仮説が成り立つ余地もある。宿泊地を確定するにいたらず、また複数の仮説が成り立つこの状況こそは『御上京一件』の資料の性質による事実認定の限界と、この上京に関する外部徴証となる資料の少なさを示していると言えるだろう。近年、江戸時代の交通史研究が盛んとなり、書籍やデジタル資料を通じて各宿場の利用状況に関する史料公開が進んできている。藤枝白須賀間について定和上京に関する資料は残念ながら現時点では発見できていないが、今後、新たな資料が発見され、今回立てた説が事実として確定されあるいは修正される日が来ることを切に願ひ、ここに仮説を掲載する。

## 注

- 1 岡田美穂・飛石眞理子「桑名市立中央図書館所蔵『天保十一年御上京一件』翻刻と解説(一)」『中京大学図書館学紀要』第36号(二〇一六年三月刊)
- 2 注1前掲論文参照。
- 3 三月二十六日江戸出発のことは、予定として記されたものも含めると、三十一丁裏、三十二丁裏、三十三丁裏、四十四丁表に見られる。
- 4 『続徳川実紀』本文は『続徳川実紀』第二編(新訂増補国史大系、平成十年刊)による。『統泰平年表』は天保十一年三月十四日条に「立坊為御祝義御使松平越中守定和横瀬駿河守御暇」としており(国立国会図書館デジタルコレクション画像データに拠る)、『続徳川実紀』の日付と一日異なる。慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵桑名松平家文書の『京都御使勤書』には、三月十四日、十五日とも登城の記録があるが、三月十四日の登城は「右大将様 御忌明」のため御触があり登城したとする。『続徳川実紀』十四日条にも「右大将殿御喪関によって。三家のかたぐい、使し。溜詰。高家。詰衆。奏者番まうのぼり御けしきうかゞふ。」とある。当時定和は江戸において溜間詰として勤めていたため、『続徳川実紀』からも十四日に定和が登城していたことがわかる。なお、『続徳川実紀』同月二十一日条に「立坊済ませられし御祝として群臣総出仕あり。…松平越中守。松平下総守が家人。」とあるが、定和の勤書には二十二日登城のことは記されておらず、定和本人が登城したか不明。
- 5 慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵桑名松平家文書『京都御勤書』に拠る。
- 6 児玉幸多氏『宿場と街道―五街道入門―』(東京美術、一九八六年刊)、池田真由美氏「本陣史料の基礎的研究」大石学氏監修『東海道四日市宿本陣の研究』(磐田書院、平成十三年刊)等。

7 注6前掲池田氏によると、四日市宿本陣史料では、人馬手配の廻状と宿への廻状が別々に発行される例があったことが指摘されている。『御上京一件』には、往路の宿への廻状指示に関する事柄が記されており、別々に廻状が作成されたのかどうかは不明である。

8 澤下春男氏・澤下能親氏校訂『桑名日記』一（土井印刷、昭和五十九年一月刊）による。以下、『桑名日記』本文は全て同書による。

9 『桑名日記』には、「とんど御様子しれず」とあり、到着予定日の前日に定和一行の現在地が掴めずにいる様子がよく分かる。川支等によって連絡が途絶えてしまふ事はままあることだった。例えば、『神奈川宿本陣石井順孝日記』（青木美智男氏監修・小林風氏石綿豊大氏校訂『神奈川宿本陣石井順孝日記2 文政九年〜文政十二年』ゆまに書房、二〇〇二年刊）では、文政十一年五月に嵐等の影響により長期の川支が発生し「松平美濃守様」「芸州様」「筑州様」等の状況が不明となった事が記される。

10 伊勢内宮暦は、国立国会図書館デジタルコレクション『伊勢内宮暦』天保十一の画像データによる。

11 定和より一ヶ月前の同年二月に、当時京都所司代であった牧野忠雅が江戸から京都へ上京している。その記録を綴った『上京旅行日記』（慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵桑名松平家文書）では、二月二十三日に江戸を出発し三月四日に桑名に到着しており十泊十一日で桑名に到着している。この旅では途中川留のため藤沢で一日足止めとなっており、足止めがなければ『御上京一件』と同じ九泊十日となり、『御上京一件』の行程も無理のないものであることがわかる。なお『上京旅行日記』は桑名松平家文書中に納められているが、いつ頃どのような経緯で桑名松平家に渡ったものであるかは不明。定和はこの上京に際して京都で忠雅に会っており、また、定和の子松平定猷の養子として尾張松平家から久松松平家に入り十三代目を継いだ松平定敬が忠雅と同じ京都所

司代となったことなど両者の接点も多く、桑名藩久松松平家がどのような目的で『上京旅行日記』を収集したのか大変興味深い。

12 渡辺和敏監修『三川宿本陣宿帳3』（豊橋市三川宿本陣資料館、二〇一一年刊）

13 甲賀市史編纂叢書 第五集『東海、道土山宿本陣 土山家文書宿帳調査報告書』（甲賀市教育委員会、二〇〇九年刊）

14 宿側の都合としては、本陣の利用予定が重複する「差込」が考えられる。本多隆成氏『近世の東海道』（清文堂出版、二〇一四年刊）、三―二には、暴風雨や川留めの他、四月六月は参勤交代のため宿泊が集中しやすかったことが指摘されている。

15 『東海道宿村大概帳』は、児玉幸多氏校訂『近世交通史料集』四（吉川弘文館、昭和四十五年刊）による。

16 注4前掲書参照。なお、（八）（ホ）からは京への飛札が桑名への連絡を兼ねていたことがわかる。ところが、この連絡は四月五日時点では桑名に届いていなかったようで、『桑名日記』四月五日条には「どの様明六日御ちやくの御つものところとんと御様子しれずそれゆへとの様の御出なさるところまで御ひきやく二人立つたげな」とあり、桑名においては情報不足による混乱があったこと、このため桑名からも一行へ飛脚を出したことが伺える。また同日記には、四月九日に「明日御ちやくのよし御出むかえの御ふれくる。」とあり九日以前に（ホ）の飛札が桑名に届いたと思われる。

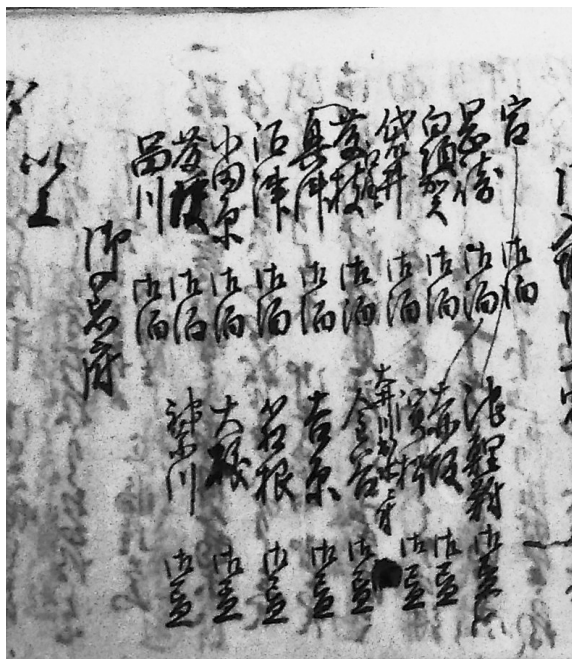


写真1 御休泊一覽復路(部分)

【付表】御休泊一覧と飛札記事の対応関係に関する仮説一覧

宿駅と川の関係	御休泊一覧		仮説1		仮説2		仮説3①、②	
	日程	休泊	日程・飛札	休泊	日程	休泊	日程	休泊
22 藤枝	五日目 四月一日	御泊			五日目(四月一日)〈イ〉	1泊	五日目(四月一日)〈イ〉	1泊
23 島田					六日目(四月二日)〈ロ〉 (藤枝または金谷)	1泊 (1日遅延)	①②六日目(四月二日)〈ロ〉 ①七日目 ②七日目、八日目 (藤枝または金谷泊)	①2泊 (2日遅延) ②3泊 (3日遅延)
24 金谷								
25 日坂								
26 掛川	六日目 四月二日							
27 袋井		御泊	六日目(四月二日)〈ロ〉 七日目(四月三日)〈ハ〉 八日目(四月四日)〈ニ〉	3泊 (2日遅延)	七日目(四月三日)〈ハ〉	1泊	①八日目(四月四日)〈ハ〉 ②九日目(四月五日)〈ハ〉	1泊
28 見付					袋井から舞阪間 (袋井、または浜松か)		袋井から舞阪間 (袋井、または浜松か)	①2泊 (2泊遅延)
29 浜松					(二)〈ホ〉※	3泊 (3日遅延)	(二)〈ホ〉※	②1泊 (1泊遅延)
30 舞阪	七日目 四月三日	御置	早附から白須賀 のいすれか〈ホ〉	3泊 (2日遅延)	八日目(四月四日) 九日目(四月五日) 十日目(四月六日)		①九日目(四月五日) 十日目(四月六日) ②十日目(四月六日)	
31 舞屋			十一日目(四月七日)		十一日目(四月七日)		十一日目(四月七日)	
32 白須賀		御泊			(ホ)※	1泊	(ホ)※	1泊

・宿駅の前に付した番号は、東海道の江戸からの宿駅順を示す。

・仮説3①は藤枝金谷間で2日遅延の場合、仮説3②藤枝金谷間で3日遅延の場合

・〈イ〉から〈ホ〉はそれぞれ本文中の飛札に対応する。

・※〈ホ〉は袋井から白須賀間のいすれかから出されたと推定する。



《翻刻》

翻刻凡例

- 1、墨付六十二丁のうち、本稿には二十三丁表から四十四丁表までの翻刻を納める。
- 2、字体は現行の新字体に直し、「より」の合字については原行のひらがな「より」の表記に直した。
- 3、改行については、原則として原本の改行に従った。

御供付并御道具御荷物

一 御旗竿 式本

一 御旗箱

一 御幕箱

才領御旗組<sup>壹</sup>人

一 御幕串箱

才領同断

一 御鉄炮

式拾挺

一 御弓

拾張

一 御長柄

式拾筋

一 御進献長持

壹棹

才領御足輕<sup>貳</sup>人

一 御馬印竿

壹本

此押御旗組小頭代御旗組<sup>壹</sup>人

一 御馬印箱

壹棹

此押同断兼

一 御太刀箱

壹棹

才領御足輕<sup>壹</sup>人

一 御装束長持 壹棹

才領同断

一 御武器長持

壹棹

才領同断

一 御具足

壹釣

才領同断

一 御召替御鎧唐櫃

壹棹

才領同断

一 御茶弁当

才領同断

一 御薬両掛

才領御茶弁当才領<sup>三</sup>而兼

一 御召物長持

壹棹

才領御足輕<sup>壹</sup>人

一 御用書長持

壹棹

才領同断

一 御夜具長持

壹棹

才領同断

一 御小納戸諸包長持 壹棹

御本陣泊番

才領同斷

御用人

一 御台所諸包兩掛

此才領御兩掛之者御道中斗帶刀<sup>三</sup>而兼

23ウ

老人ツ、不寝番

御小姓三人

一 御台所諸包長持

式棹

御勘定頭

此才領御台所持

御横目老人

一 御鉦御太鼓

但御荷物之内、入置夜毎、御本陣、

御側医師

差出置候事

御醫師

御供付

一 朱揚提灯

置之内申合

御旗奉行

此掛、御手廻小頭

兩人ツ、御広間詰

御物頭

川端□□御手当

御取頭

御長柄奉行

一 揚提灯

御使番

一 松明

一 兩松明

置之内

御馬廻式人

此懸、小買物使

御広間詰

御大小姓式人

24才

代りくゝ壹人ツ、御徒小頭

不寝番 御徒士

一御本陣前後箱番所

不寝番 御足輕式人ツ、

但手形之内より相勤時廻式ツ切拍子木

打可為廻事

一御客様御使者等有之節御玄関江

案内為様

一御進献物御本陣 御足輕式人

玄関より御次入口迄

持揚并御武器類取扱可申事 ○

○ 但手形之内ニ而代ルゝ御本陣へ相詰可申事

○ 御歸府之節御奉文も同様○

ノ

一蒲団

但枕共壹ツツ、

一火鉢 壹ツ

茶碗五ツ

一行灯 式ツ 但灯油指

一手桶 壹ツ 手たらい壹ツ

洗足たらい壹ツ

外 各風呂 三時焚

24ウ

但旅宿見斗人足ニ而壹軒へ壹ツ又者

二三軒持合ニ而御貸被成候

右者御在京中御供之面々未々迄

旅宿江右之通被成御貸候間於京地

見斗御手当筋之義宜取斗可

被申候已上

三月廿八日 御郡代□服部伊豆

一

青木市左衛門

御勘定頭壹人

手付下役共

右者御京着之節前日大津迄  
罷出居 御京人之御都合万端取斗  
候様

羽折襦着

下庄見壹人

右同断之節御供其等共為迎蹴上

さて差出候様

右之趣京都表へ可被申越以上

三月十二日

一

元手廻<sup>り</sup>之者

三拾三人

右之者存為优願御供被 仰付候

御手当として金壹両ツ、被下候

雜用 百八拾文置雜用四拾八文

割馬式拾人壹疋之割ニ而被下候事

御長柄持御大床机持等被 仰付候

一 此度於京都御旅館之儀松平隱岐守様

25ウ

御屋敷被成御借用候右ニ付御供の面々も  
御長屋相渡候へ共 一体御長屋数も少<sup>キ</sup>  
趣ニ付合宿人数多或ハ他役入交

合宿又ハ町宿被 仰付候向も可有之候

尤御借用御長屋向ハ勿論町宿<sup>也</sup>

櫓ニ釘等打疵付申間敷候末々ニ至候

さて兎角樂書等いたし候事ニ付厚

心得筋可申付候且又火之元之儀ハ

随分入念主人々ニ至迄夜中折々

勝手迄見廻心ヲ付候様下人々<sup>江</sup>も

大切ニ致候様可被申付候

三月十七日

一 仕出方より御先廻ニ而京都差立立之分

紫縮緬御幕 壹反

龍紋小紋御幕 壹反

晒御幕 四拾反

布交御幕 五拾反

26才

縞襦

五拾具

御貸鍔 鍔印共

七本

細引

十五筋

輪貫絹羽折

式拾枚

小口細引

五把

青封繩

五十把

御長柄 鍔印共

拾本

○炭取

壹ツ

○御水漉

壹本

黒輪貫

柿法被

百五拾枚

○火箸

壹せん

○十能

一ツ

白輪貫

同

百三拾枚

○懸硯

三ツ

○藥礪

二ツ

同人足

同

拾五枚

26ウ

揚提灯

六

白提灯

一

手鎖

五羽

朱大丸提灯

六張

朱小丸同 三張

藍御紋付同 六張

青漆合羽 百六

早繩

拾筋

貸大小

十腰

赤合羽

式百枚

内六ツ御下横目之儀

挾箱

廿五

雜巾

五拾筋

縹赤印

揚提灯 四張

壹通入

式通同

赤馬印

揚提灯

壹張

箱提灯 三十八

連名

十

御廐隊

差札

五拾枚

三十通入

式

御屏風

三双

百通入

式

網代笠

百蓋

○木綿合羽

四枚

○黒棧帯

二筋

觀世紙

壹々め

御馬印

波笠

三百枚

○小紋紋付

式枚

○同羽折

式枚

紺单看板

御馬印

壹本

○此分御草り取増之分

硯箱 七面 高張提灯 十張

弓張提灯 十六張 風呂敷

格子帶 百五十筋 小田原提灯 十二張

御台子壺鍔

御釜 風炉 蓋置 御柄杓建

御水さし建水

✕

一金式分也 干鯛 服部伊豆

一枚代

右者御上京御供被 仰付候付被下置候

一 御旗組 米富好七右衛門

右者紙細工手伝三而御先詰被

仰付尤渡り物ハ御足輕之通也

三月十五日

一 京都江之御暇被為蒙

仰付御時積十黄金百枚御馬壺定

御拝領被成候付三月廿三日より廿四日江

向御家中之面々御歛帳付候事

一 今度 御上京之節桑名表

御発駕之砌御供揃刻限より御先供

之分ハ不残鐘之御門前より北手江二重三

相立可申事

但馬駕籠共為引付置可申事

一 御跡供之分ハ新御門より懸作御門之間江

相立可申事

但馬駕籠等之儀ハ御先供屯場三統

式階御門之方より稻荷御門元御勘定所

前之方江廻し置御先供之分繰出

候ハ、引続鐘之御門前江相詰可申事

右之通御行列順之通夫々立場江供

連行儀能相揃可申尤主人々ハ

御城江罷出居御行列奉行より通達

有之候ハ、夫々立場江相廻御先供之

28才

分ハ乗馬いたし居可申候押出し

宜時分御行列奉行より猶又下横目

を以夫々江通達可致候間順々江押行

可申候 御跡供之分ハ 御通行相濟

鐘之御門前より乗馬いたし押行可申事

一 騎馬御供之分桑名京

御発駕 御着之節ハ勿論其外

御道中御城下江御置御泊等之宿々

可致乗馬事

一 桑名福江町木戸外より騎馬供之面

々ハ乗掛或ハ駕籠等相用御行列略シ

可申候尤先道具等ハ猥ニ不相成様押行

可申事

一 御行列相立候宿々ニ而ハ入口より手前江追々

片脇江列を立御先立御行列奉行より

沙汰次第押行可申事

一 御本陣押寄候ハ、御先供之分ハ御本

陣より先江一行江列を立下馬いたし相

固居 御入相濟候迄行儀正敷備居

可申候尤御供揃相触候ハ、如元相揃

乗馬いたし居可申候押出し宜節ハ

御行列奉行より可相達候間宿外江迄

押行可申事

一 御泊之宿ニ而ハ御旗竿等并御鉄炮御弓

御長柄之儀此度ハ夫々押之者旅宿ニ

差置可申事

28ウ

但御置御泊之宿々ニ而ハ騎馬之分者

若党草り取籠挟箱等斗ニ而

相並居御弓御鉄炮等も勿論相列

扣居馬駕籠等順々ニ先遣し置

御入相濟候ハ、最寄ニ而支度

相調或ハ旅宿江引取可申事

✕ 三月廿五日

一 京都 御着之節御旅館御玄關

前御手狭ニ付御先供之分御旗竿始



御鉄炮御弓御長柄迄之分表御門より

繰入直<sup>三</sup>新裏御門外<sup>江</sup>繰出し相列

罷在 御着館之上繰入可申候尤

頭々ハ 御旅館内見斗相残り

若党草り取之外御門外より裏御門<sup>江</sup>

相廻<sup>シ</sup>新裏御門<sup>江</sup>繰出し御行列

同様相列居可申事

一 御先箱已下御徒士迄 御旅館裏<sup>三</sup>而

北之方御長屋前迄繰入可申事

御駕籠衆之分ハ御白洲南側<sup>江</sup>向居

相列右より御跡之分ハ御門外<sup>三</sup>扣居

御着館之上御牽馬迄ハ表御門より

繰入其余ハ裏御門より繰入可申事

但御武器類ハ夫々押之者等差配いたし

混雜無之様右押之者手元<sup>ハ</sup>為相納

夫より御旅館<sup>江</sup>為相納可申事尤御

武具手代<sup>三</sup>而受取候間渡方無乱様可

申付置事

一 進献御長持ハ表 御玄関より手廻<sup>三</sup>

繰上可申候尤才判御留守居付添置

場迄罷越御馬廻<sup>江</sup>相渡候上引退

可申事

一 御跡供之分も御門前迄列を正しく

罷越夫より裏御門<sup>ハ</sup>相廻可申事

29ウ

一 御着後都而新裏御門より旅宿<sup>江</sup>之者

引取可申候尤右御門通<sup>リ</sup>宿之者

差出案内為致候間左様相心得

末々迄混雜不致様可被申付候

右之通相定候得共先方都合<sup>三</sup>抛

猶依其時宜御行列奉行より可相達

義も可有之候兼而左様相心得可被申事

御京着御行列御供之分一統追々

御屋敷<sup>江</sup>入裏口東洞院通<sup>リ</sup>御射

山町<sup>江</sup>出銘々下宿<sup>江</sup>着候様宿主共

右御射山町<sup>ハ</sup>差出置案内為致候

依而

何之何某宿
何通何町
何屋
何某

右之通為相認天津御宿迄遣候間

銘々相心得候様御行列外之面々并

御跡より被出着之駄荷駕籠等三条通

より直<sub>二</sub>右名前之宿々參着候様右場所<sub>江</sub>

着到之者差出置候間宿々承合

候様右<sub>二</sub>付別段宿引之者不差出候事

ノ

三月廿三日

一 服部伊豆

先供三人 中小姓 四人

鍵 挟箱

草り取 長柄傘

押 壹人 陸尺 四人

合羽籠 貳荷

右之通旅宿<sub>二</sub>差置

御旅館出入等<sub>二</sub>召連候事

30ウ 一 此度京都表御用被為蒙

仰近々 御上京被為成候付而者

格別之御用向<sub>二</sub>付右被為濟候迄ハ

御家中火之元等別而入念且遠出

等いたし候共猶更相慎万端心得

違無之様可被致候

四月三日

江戸より桑名迄御廻状

覚

一人足 貳百四拾人程

一馬 四拾疋程

右者桑名侍從殿就

御用段後廿六日江戸発駕被致

上京候間書面之人馬寄置可  
被申候已上

31ウ

桑名

三月廿四日 石井軍助

品川より 右宿々川口屋中  
宮迄

桑名より京都迄

一人足 式百八拾人程

一馬 六拾五疋程

右者桑名侍從殿就

御用段十四日桑名発駕被致

上京候已下同文書

桑名

四月十三日 林権三左衛門

四日市より 同断

大津迄

御休泊左之通

32才

三月廿六日江戸御発駕

草津

川崎 御置

戸塚 御泊

大磯 御置

小田原 御泊

箱根 御置

沼津 御泊

吉原 御置

興津 御泊

府中 御置

藤枝 御泊

金谷 御置

袋井 御泊

浜松 御置

白須賀 御泊

赤坂 御置

岡崎 御泊

池鯉鮒 御置

宮御泊 御泊

御着城

四日市 御泊

龜山 御置

坂ノ下 御泊

水口 御置

石部 御泊

草津 御置

大津 御泊

京都御着

御歸府同

宮	御泊	御入城御一宿	
岡崎	御泊	池鯉鮒	御置
白須賀	御泊	赤坂	御置
袋井	御泊	浜松	御置
同御泊		大井川出水二付	
藤枝	御泊	金谷	御置
興津	御泊	吉原	御置
沼津	御泊	箱根	御置
小田原	御泊	大磯	御置
藤沢	御泊	神奈川	御置
品川	御泊		
御着府			
大津	御置	水口	泊御休
大津	御置	右郡	御泊
大津	御置	石部	御泊
土山	御置	関	御泊
石薬師	御置	四日市	御泊

32ウ

以上



四月九日八ツ時より舞台格御帳出ル

一 太守様為 御上京去月廿六日御発駕

被為成候旨申来候付猶 御城御家中之面々

舞台格迄御歡帳付候事

33才

猶以京都より家元へ御着城候節も同様有之候以上

一 此度為 御上京 御着之上

御目見之儀平 御着城之節

之通有之候間左様可被相心得候以上

四月五日 御宮奉行より 三輪種右衛門

大御目付迄

一 都而御通客等有之節見物等ニ

罷出候義ハ不相成候事ニ有之候へ共

此度 御上京 御発駕 御着共

御行列致拜見度候ハ、御家中之

面々末々迄勝手次第之事ニ候拜

見心得之儀者十才已上之男子ハ

御通行之節下<sup>江</sup>おり御時宜可致候

婦人并十才已下男子之儀ハ先年

御入部御着拜見之節通相心得

可申候右<sup>二</sup>付而ハ銘々宅留守多可

有之候間火之元別而入念候様

一此度 御上京之節御送迎於場

所之儀江戸より御着并為 御歸府

御発駕之節ハ平 御帰城

御参勤之節之通有之候且又京

都<sup>江</sup> 御発駕并 御着之節も

別紙御役々之外ハ平御送迎之通<sup>二</sup>

有之候

四月四日

追而右御送迎四度共麻上下着致

候様其外心得方之儀ハ都而平御送

迎之通相心得候様

京都<sup>江</sup> 御発駕之節御見送

33  
ウ

御旅奉行

御鉄炮頭

御物頭

御長柄奉行

御使番

同格

右者鐘之御門外南御堀端通<sup>江</sup>り罷出候様

34  
才

右<sup>江</sup>引続罷出候様

御書院番

右者南大手御門外御堀端北之方、罷

舞台格

出候様

但御船方御役人御目見已上之者并警

固屋番も此処<sup>ハ</sup>罷出可<sup>申</sup>様事

一京都より御着之節御出迎

舞台格

舞台格

右者南大手御門外御堀端北之方、

罷出候様

但大筒同役頭取川口番当分寄合番

御船方御役人御目見已上之分并

警固屋番も此処<sup>ハ</sup>罷出可<sup>申</sup>様事

右之通文政之度

御上京之節通有之候事

一此分始而之義<sub>ニ</sub>付此度

伺之上此処<sub>ハ</sub>罷出<sub>ル</sub>

郷士

同格

右者京町御門外西側<sub>江</sub>罷出

庄屋

御内用達

右者羽津村御領分堀東側<sub>ハ</sub>罷出

御代官老人

郷手代

右者同所西側<sub>江</sub>罷出

御目見

町医師

町役人

右者福江町木戸外西側<sub>江</sub>罷出

一若党

覚

何人

内

手人

何人

一御上京<sub>ニ</sub>付御足輕御人支<sub>ニ</sub>付三拾人

御雇被 仰付候事

四月五日

一同断<sub>ニ</sub>付猶又式拾四人御雇被 仰付候事

四月九日

御供方心得届案申達書

一此度 御上京御供之面々御貸人

手人共全召連候分来<sub>ル</sub>廿四日迄<sub>ニ</sub>

左之通相認御勘定所<sub>ハ</sub>差出可申候事

但舞台格已下御供被 仰付候者

雨具持等取人致候分ハ是又支

配頭々<sub>江</sub>書付差出頭々<sub>ニ</sub>而取集

御勘定所<sub>江</sub>差出可申事

手組

何人

申候以上

御用使

何人

月日

一中間

何人

但手人之分

此訳

鐘人足之分

具足櫃持

壹人

右者雇書ニ認可申事

豎弓持

壹人

一此度御道中人馬遣ひ方之儀前以

但帶刀

35ウ

公辺<sup>五</sup>御伺有之事ニ付銘々成丈

鎗持

壹人

勘弁いたし実々入用之人馬桑名より

添鎗持

壹人

京都迄何人何足<sup>下</sup>申義書付<sup>ニ</sup>

挟箱持

壹人

いたし来廿二日迄<sup>ニ</sup>御勘定所へ差出し

長柄傘持

壹人

可被申候尤御用<sup>ニ</sup>而遣ひ候分ハ夫々取

草り取

壹人

扱候向より同様書付指出可申事

合羽籠持

壹人

一御道中御供方末々迄宿々人馬賃錢

竹馬持

何人

御金仕拂方<sup>ニ</sup>而取斗候右<sup>ニ</sup>付桑名より

但鐘人足

京都迄人馬員数諸荷物類とも

何人之内

委細雛形之通取調来廿二日迄<sup>ニ</sup>

手人何人

御勘定所へ相届候様尤右員数之儀ハ

右之通桑名より京都迄往返召連

宿々川口屋<sup>五</sup>前以相達置候間相届候

36才

三九

後増減有之間敷候

右之通人馬賃錢仕払方<sup>ニ</sup>而取斗

候儀<sup>ニ</sup>付被下人馬より遣ひ方過不及

有之候共前以被下人馬賃錢ハ都而

相渡不申併手形之義ハ是迄之通<sup>。</sup>

差出候様右候ハ、追而□当為致被下

人馬<sup>ニ</sup>而引取過有之分ハ相戻<sup>シ</sup>不足

之分ハ持出上納有之様為相触候右

相触候日より五日之内上納可致事

但人馬賃錢自分払<sup>ニ</sup>致度分ハ其旨御勘

定所<sup>へ</sup>相届可申左候<sup>へ</sup>ハ賃錢並之返

相渡可申尤自分払いたし度候共人馬

等員數之儀ハ同様相届可申事

一右宿々人馬繼立方仕方ハ鑑札<sup>ヲ</sup>以

取斗警ひハ何之何某<sup>モ</sup>番何之誰

式番<sup>ト</sup>夫々番付相定<sup>サダメ</sup>右<sup>モ</sup>番何之

何某人用入足五人本馬式足輕尻

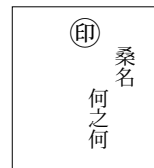
式足繼立候得者

36ウ

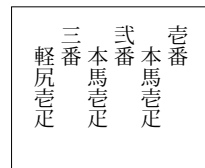
馬 札 表



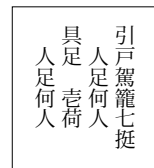
人 足 札 表



馬 札 裏



人 足 札 裏



但何<sup>ニ</sup>足<sup>ニ</sup>而<sup>ニ</sup>式<sup>ニ</sup>足  
每<sup>ニ</sup>番<sup>ニ</sup>付<sup>ニ</sup>致  
候<sup>ニ</sup>事

但人足何人有之  
候共如此認候事

右之通番付之鑑札出来銘々相渡

候間右を以繼立可申尤問屋<sup>ニ</sup>ハ右銘々

鑑札之通帳面<sup>ニ</sup>相認前以渡置候依而

当日繼立候節ハ銘々取持之鑑札

川口屋<sup>へ</sup>為見候得共右問屋帳面<sup>と</sup>引合

繼立致候事

但何番之何人何足之内若遲速有之

候分ハ問屋<sup>ニ</sup>而右帳面之上何之誰分

37才



何人何疋之内繼立濟候合点致置

候事以番付之人馬前後致候□

又ハ何人何疋之内若遅速有之分

三而も繼立方差支ひは無之候尤

鑑札持参候者ハ人馬より後レ不申

問屋<sup>五</sup>罷越持参之鑑札引合

可申事

一 鑑札之儀者来月朔日より三日之内

御勘定所より可相渡候

一 駄荷之儀ハ銘々相渡候鑑札之通

何疋<sup>三</sup>而も<sup>七</sup>志駄每番付相記候様

一 鑑札之儀万一紛失等も有之候ハ、

仕弘方御勘定人ニ申続受取着之上

其旨相届可申事

宿々繼人馬届書出案文

覚

一 引戸駕籠

壹挺

人足何人

一 垂駕籠

壹挺

人足何人

一 具足

壹荷

人足何人

一 長持

壹棹

人足何人

一 兩掛

壹荷

人足何人

一 乗掛

壹疋

但本馬輕尻之訳

一 駄荷

壹疋

但右同断

何人

何疋

但右之外<sup>二</sup>も為持候品ハ勿論調出候様尤

ケ条之内持人通し人足之分ハ訳

廉々認可申事

一 舞台格已下銘々人馬并雨具持

或ハ乗下又ハ荷物何箇ニ申訳ハ  
支配頭ニ而取集差出可申候勿論

誰々ト持合雨具持之趣モ書出可申事

但組体之分ハ御普請方ニ而調可申事

一 諸御役々御供付御用荷物之箇数

之儀并小使人数之事夫々より認出可申事

但通シ人足之分ハ認不申事

一 繼人馬荷物之儀ハ草津駅ニ而往

返共貫目改有之付改受可相賄候

尤荷物小付等ニ至迄迄波キ綻□

貫目相改差札付壹駄四十貫目

乗下小付共合或廿三四貫目まで

右之余少しも過貫目無之様可被

致候尤荷覆等モ貫目之内ニ可心得候

一 桑名御逗留中江戸より立歸之分ハ

御長屋義無之ニ付町宿被 仰付

御賄被成下候且又親類等ハ致逗留

度向者勝手次第ニ候桑名より立歸

勤番之向ハ銘々宅<sup>江</sup>引取候様

依而上下無差別雜用壹分二朱ツ、

相渡候右ニ付同居致候者ハ於門戸表

御勘定賄方<sup>江</sup>相届可申事

一 此度ハ御用ニ而御往来之儀<sup>江</sup>付

人馬繼立方御定ハ無之候得共

公边<sup>江</sup>御届有之候間桑名出立

之節付出候人馬之外道中ニ而人馬

取候儀不相成候併御用又ハ病氣

等ニ而歩行難相成不得止人馬入用

之節ハ川口屋詰御下横目<sup>江</sup>相断候ハ、

訳柄<sup>江</sup>寄可申付候尤鑑札外之趣

問屋<sup>江</sup>断混シ不申候様勿論定

賃錢ハ自分払ニ可致右之趣

定而御横目<sup>江</sup>相届可申事

但舞台格已下未々迄右ニ准シ候事

一 御道中御供泊旅罷之儀上中下

三段ニ都而種々相賄候様宿々之者<sup>江</sup>

申達旅籠代相賄罷越候様尤旅

籠屋<sup>ニ</sup>而心得違官賄候而も別段

不及被云訳候旨も申達置候様宿

割<sup>ニ</sup>罷越候者<sup>江</sup>申付遣候付廉

末<sup>ニ</sup>賄候而も宿屋<sup>江</sup>申分不致候様

一 御往返とも桑名

御着城之節御供之分南大手御門内

より自分く宅<sup>江</sup>引取候様尤大手御門

外<sup>ニ</sup>而致下馬馬共内<sup>江</sup>入候様

一 下馬ハ鐘之御門外<sup>ニ</sup>付持鍵右場所

迄不苦候下乗ハ太鼓御門外<sup>ニ</sup>付右

場所内ハ菅笠不相成候尤右場所

く<sup>江</sup>御下横目差出為致世話候

且大手御門内ハ御先払御下横目小頭

相勤候筈<sup>ニ</sup>有之候

一 於御旅中御茶壺<sup>江</sup>御行逢之節ハ

御用<sup>ニ</sup>而御旅行之儀<sup>ニ</sup>付道幅半分ツ、

御讓合御通行被成候御行列御供之分

下乗<sup>ニ</sup>不及下馬いたし可申御行列

之外ハ同断<sup>ニ</sup>候得共片寄

御茶壺通り過後通行致可申

且宿駕籠等<sup>ニ</sup>乗候分ハ下り可申

御三家様方御茶壺も同様<sup>ニ</sup>有之候事

一 御進献并御奉文付之分

御茶壺<sup>ニ</sup>行逢候節是又下乗<sup>ニ</sup>

不及下馬いたし可申尤先方<sup>ニ</sup>而も

御進献御奉文<sup>江</sup>同様<sup>ニ</sup>有之候間

先方同様<sup>ニ</sup>相心得可申事

一 公儀御道具御行逢之節ハ惣而

扣候<sup>ニ</sup>不及先方同様<sup>ニ</sup>心得可申事

右之外兼而相達候通相心得可申事

尤 御名代御使等ハ御行逢之先様

より御礼節<sup>セツ</sup>之儀ハ可有之儀<sup>ニ</sup>付平日

御旅行と捨別相違も無之事<sup>ニ</sup>心得

可申事

一 御京着御当日より御逗留中

40才

40ウ

御旅館詰表向之分熨斗目麻

上下着用候様舞台格已下者

麻上下着用候様

但御勝手詰之面々ハ平服之事勿論

御書院格ハ継肩衣着用可致事

一御京着之節御先詰之面々舞台格

御用無之者ハ御白州<sup>江</sup> 御出迎致候様

尤御書院格ハ御玄関右之方舞台格ハ

左之方<sup>江</sup>罷出可申事

一御京着ニ付御供之面々舞台格迄

御歛帳御帳所<sup>江</sup>差出候間行掛り

御帳ニ付可申事

但右御歛帳ハ兩日之内勝手次第

罷出可申事

一初而 御参 内之節三度目

御参 内之節右被為濟候節々御家

中之面々舞台格迄御歛帳

御帳所ニ而行掛り御帳付可申事

一御在京中式日御帳御家中之面々

斗行掛御帳ニ付可申事

一端午迄御在京<sup>江</sup>候ハ、御札帳

御家中之面々舞台格迄是又

行掛御帳ニ付可申事

一具足櫃覆銀致之儀全致同趣

品物ニも候へハ已後不相成候事

41才

ノ

一御上京御使札 飛脚人数調

御飛札

一御上京之節飛脚御足輕一日

十九里宛之割

一箱根山越御止宿より 江戸<sup>江</sup>斗小早町使

一大井川御渡涉御止宿より 同断

一六日目御止宿より御使札 江戸<sup>江</sup>飛脚式人

御使者都而江戸<sup>江</sup>仕立

一御半途駅御止宿より御飛札 江戸<sup>江</sup>式人

但御所司代様<sup>江</sup>も同断 京都<sup>江</sup>式人桑名<sup>江</sup>兼

一 御旅中水増二日余之御逗留候ハ、御飛札

江戸<sup>ハ</sup>斗式人

一 右川段御発駕<sup>ニ</sup>付御飛札

但御所司代様<sup>江</sup>も同断 江戸<sup>ハ</sup>式人

京都<sup>ハ</sup>式人桑名<sup>も</sup>兼

一 御旅中御尋之御奉書御札

御使札

但御所司代様<sup>江</sup>も 江戸<sup>ハ</sup>式人

京都<sup>ハ</sup>式人桑名<sup>も</sup>兼

是迄江戸御供付

一 桑名御着城<sup>ニ</sup>付御飛札 五日振

江戸<sup>江</sup>式人

一 同御発駕<sup>ニ</sup>付水野越前守様<sup>江</sup>斗

御飛札

江戸<sup>江</sup>式人

京都<sup>ハ</sup>式人 一日半振

一 御京着<sup>ニ</sup>付御飛札

江戸<sup>江</sup>式人六日振桑名<sup>ハ</sup>も兼

一 初而御参 内濟<sup>ニ</sup>付御使札

江戸<sup>ハ</sup>式人右同断

一 御暇并御推任<sup>ニ</sup>付御使札

右同断

42才

一 京都御発駕御止宿より御飛札

右同断

一 桑名御城御止宿より御飛札

江戸<sup>ハ</sup>式人 此飛脚見合置翌朝

出立兼合

一 桑名御発駕<sup>ニ</sup>付水野越前守様<sup>ハ</sup>斗

御飛札

同断前日飛脚<sup>ニ</sup>而兼合

一 御半途駅御止宿より御飛札

江戸<sup>ハ</sup>式人

一 大井川御渡涉御止宿より

江戸桑名小品町使

一 舞楽御拜見酒饌御頂戴

御鳳輦御拜見有之候ハ、御飛

42ウ

札

但右三ヶ条別々御拜見候ハ、其度毎

御飛札飛脚式人ツ、

桑名より江戸迄飛脚賃

一六貫七百七拾弍文 三日振

一五貫三拾八文 四日振

一四貫三百弍拾三文 五日振

一三貫六百八文 六日振

戻之分

一六貫百五拾八文 三日

一四貫四百弍拾四文 四日

一三貫五百五拾六文 五日

一弍貫六百八拾八文 六日

一壹貫百九拾四文 只戻り

桑名より京都迄 但三拾里

一壹貫百五拾文 二日振

一八百五拾七文 同戻り

一壹貫六百八文 一日半振

一壹貫四百五拾弍文 同戻り

一弍貫百六拾文 一日振

一壹貫九百六拾三文 同戻り

一三百七拾九文 只戻り

43才

一京都為 御使三月廿六日卯ノ刻

御発駕四月六日御着城之処

御道中川支而四月十日八ツ下

御着城被遊候事

✕

一江戸表三月廿六日御発駕被遊候旨

申来候付四月九日御家中舞台

格迄御飲帳

桑名而御往返之節他所

御使者本陣而御引受

御取次 御奏者番式人

通心 御坊主四人

紺青袴着

御進物釣り上運ひ 御足輕式人

伴僧通ひ兼

御進物持運ひ 御中間式人

一本陣以前幕張盛砂鑄手桶

台提灯御前所二張ツ

44才